

議案5の〔1〕

2016年度 研究活動の基調(案)

人権教育は権利であり、希望です

●はじめに

1. 「同和教育の推進についての基本方針」の策定が問うもの

1966年3月24日、奈良県教育委員会は「同和教育の推進についての基本方針」(以下「基本方針」)を策定しました。この「基本方針」は、「同和教育は、これを民主教育の中核としてとらえ、その推進につとめなければならない。しかるに、現状においては、この基本的認識や実践について、なお十分とはいえない。この際、われわれは、同和教育にとりくむ基本的態度を明らかにして、よりいっそう拡充推進につとめたい。」としています。「基本方針」策定から50年が経過した今、改めて民主教育とはなにか、民主主義とは何かの問い直しが求められています。戦後の一時期、当時の文部省が中学・高校社会科教科書「民主主義」を発刊しています。本文には民主主義の本質として、「人間が人間として自分自身を尊重し、互いに他人を尊重しあうということは、政治上の問題や議員の候補者について賛成や反対の投票をするよりも、はるかに大切な民主主義の心構えである。」と述べています。民主主義のもとで取り組まれる民主教育は、「人間として自分自身を尊重し、互いに他人を尊重しあう」態度をはぐくむことであり、そうしたことが、「基本方針」の「同和教育は、民主教育の中核」ととらえたことにつながります。

今年から選挙制度の改正により、18歳から投票権を得ることになりました。市民教育の重要性が求められるなか、民主主義とは何か、民主社会とは何かを学ぶ教育内容の創造が求められます。

また、この「基本方針」は、奈良県内のある小学校長の差別発言が発端となりました。その校長の発言とは、「私は物質的なものよりも、精神、気持、心が大切である。いくら貧乏していても心さえ豊かにもっておれば幸せだ。分不相応を望むことはその子を不幸にする」という内容でした。今日の格差社会の中、子どもの貧困率が16.3%に上るという実態にあります。教育は、子どもたちの夢と希望を実現させるものです。そして、学ぶ権利は、子どもの人権の中心であり、また希望の中心です。しかし、この発言からは、そうしたことは否定され、「心がけ」だけが強調されています。50年以上も前に発せられた先の発言は、「心がけ」だけの人権教育に陥っていないか、私たちに警鐘を鳴らしているものと捉えたいと思います。そして、「差別の現実深く学ぶ」という基本理念のもと、人権教育の実践が求められます。

2. 人権教育のさらなる充実を

本年は、1996年に部落問題の早期解決に向けた方策について検討した「地域改善対策協議会意見具申」(以下「意見具申」)が出されて20年目になります。「意見具申」は、「国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。(中略)今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかねばならない。(中略)同和問題は過去の課題ではない。」として、その解決に向けた行政は特別な措置などではなく、部落差別が現存する限り、その解決に向けた施策を一般施策として主体的にすすめるべきであると求めました。そして、下記のように述べています。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されて

いくものと考えられる。今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。

「意見具申」を受けて、政府はより一層の人権教育の推進を図る必要があるとし、人権教育・啓発推進法を施行し(2000年)、「人権教育・人権啓発に関する基本計画」を策定しました(2002年)。この基本計画には「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことが明示されており、文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」による「人権教育の指導方法等の在り方について[とりまとめ]」(2004、2006、2008年)につながられています。

この理念は、「人権教育の推進についての基本方針」(以下「人権教育の基本方針」)に反映されています。「人権教育の基本方針」の中では、「人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。」と謳っています。つまり、人権教育を推進することは、一人一人の人権を守るための資質や能力を育てるのはもちろん「発展させること」までめざさなければなりません。

しかし、「いじめ」「体罰」「自死」「ヘイトスピーチ・ヘイトクライム」などの人権侵害が続発しています。こうした実態の解決を図るために、人権教育に求められる課題は、ますます大きくなっています。

こうした状況の中、小学校では2018年度から、中学校では2019年度から「特別の教科 道徳」が完全実施されます。道徳の教科化に伴って、道徳の教科書が導入され、小学校では「個性の伸長」など5つの内容項目が追加されます。問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた指導方法の工夫を呼びかけてはいるものの、内容項目を教え込むことに陥り、子どもとともに議論し、考えることが疎かになってしまうことがないか懸念されます。また、これまでの人権教育の取組が、新しい指導要領により授業時間が制約され後退することが危惧されます。こうしたことから、2018年の小学校での道徳科完全実施を見据え、様々な教科領域において「なかま」や「なかまとともに」などの教材を活用した年間指導計画の立案と実施、検証が求められます。

3. ともに生きる社会をめざして

2016年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されています。その第1条には、「この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」としています。そして、この法律を受けて、奈良県は「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」(以下「条例」)を2015年3月に制定(2016年4月1日から施行)しました。そして、奈良県は2016年1月に「ガイドライン」を作成しています。「ガイドライン」では、「条例」で禁止している『不利益な取扱い(第8条)』について8つの分野(その他を入れると9つ)の例をあげながら具体的に示しています。その中の福祉の分野では、「障害を理由として、福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること。」とし、また、教育の分野では、「障害のある人の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を講じないこと。障害のある人やその保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、就学すべき学校を決定すること。」を不利益な取扱いとしています。

また「障害」の捉え方として、「『障害』とは、その人のもつ機能障害のことを考

えないでつくられた社会のしくみ(社会的障壁)に原因がある」とする考え方にたっています。

これらの法律や条例、ガイドラインの中で示されている内容から、全ての人々が地域社会で共に学び、働き、生きるために、その「障壁」を取り除き、共に生きるためのインクルーシブ教育が求められています。奈人教が長年提起してきた「共生共学の教育」と軌を一にするものと考えます。そこで、改めて以下の点について、議論し、研修を重ね、共通理解していくことが必要です。

- 単に「障害」の名称だけで判断するのではなく、子ども一人一人の特性をよく知ること。
- 保護者や関係機関と建設的対話による相互理解と柔軟な対応を心がけること。
- 「障害」の有無にかかわらず、お互い一人の人間として尊重し合うことを重点課題としていること。

ところで、今年で、「らい予防法」が廃止されて20年になります。戦前からの隔離政策により、今なおハンセン病回復者や家族の方々の方に大きな傷を残しています。過去に起きたエイズパニックや新型インフルエンザパニックなどでも、感染した人を忌避する社会風潮が広がり、さまざまな人権侵害が起こりました。

また、2003年に学校の健康診断の必須項目から削除された色覚検査は、かつての徴兵検査の検査項目でもあり、日本では色の見え方の違いだけで、当事者の方は進学や就職・結婚など、不利益を被るといった実態がありました。こうしたことから、2002年、「色覚検査をすることは差別につながる」などの声から学校保健法を改正し、検査の施行義務がなくなり、任意で検査を行う場合は保護者の同意が必要とされ、2003年度以降は、ほとんどの学校で検査が実施されなくなりました。一方、関係団体からは、「学校での色覚検査が実施されなくなって10年が経過した今、色覚に関する学校の現状はといえば 教職員の色覚異常に対する関心は薄れ、さらに平成15年以降に新任となった教職員にいたっては先天色覚異常に関する知識を教わることなく児童 生徒と向かいあっていることになり、彼らに対する教育上の配慮や学校における色のバリアフリーの整備はごく一部の地域を除けば置き去りにされているのが現状といえます。」と指摘しています。そして、実質的に実施されなくなった色覚検査が、再び実施の方向に大きく動いています。ここで改めて、各学校・園・所における色覚に関する理解と配慮を確かめ合うとともに、色覚検査についての歴史性やその必要性について検証することが求められます。

奈人教は、正しい知識をもつことで「思い込み」が偏見を助長していることに気づき、他者との違いをもつ「少数者」を排除するのではなく、全ての人々が「ともに生きる社会」の実現をめざす人権教育の創造に取り組みしましょう。

4. くらしの事実を見つめ、 一人一人の子どもに 寄り添う取組を

奈人教は、「差別の現実深く学ぶ」ことを基本理念に、人権教育を推進してきました。被差別部落の子どもたちの実態を把握し、教育保障に取り組んできました。そしてその取組は、被差別部落の子どもたちだけでなく、全ての子どもたちの教育保障へと発展させてきました。

2012年の子どもの貧困率は16.3%で、特にひとり親家庭の率は54.6%でした。政府は『子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る』ことを目的として、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定、2014年には「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し対策を講じてきました。また、奈良県では「経済的困難な環境にある子どもを支援する奈良県計画」を策定し、2016年4月から5年間、計画した施策の実施状況を毎年「奈良県子どもの貧困対策会議」に報告し、点検・評価していくこととなっています。

子どもの貧困とともに、子どもの「育ち」が脅かされている問題として、「児童虐待」や「居所不明児童」についての対策があげられます。特に「児童虐待」については、2014年度に児童相談所が対応した「児童虐待」件数が、統計を取り始めた1990年度と比べて80倍に増加しています。また、「居所不明児童」については、登

録されている自治体で“居住実態がない”と判断され住民票が削除された児童に関しては、その児童の実態が把握されなくなってしまう。

これらの問題は、当然各学校・園・所だけで解決できることではありません。関係機関との連携を図り取り組まねばなりません。一方、各学校・園・所では、日々の「家庭訪問」が求められます。そして、「生活を綴る」ことによって、子ども自らが置かれた立場を認識しそれに立ち向かっていく力の育成が求められます。改めて「差別の現実」に深く学ぶ人権教育の取組が求められ、家庭環境に左右されることなく、全ての子どもたちの将来展望を保障する教育の創造をしなければなりません。

また、子どもたちのスマホやインターネットへの依存による問題が、年々深刻化しています。LINEなどのSNSやメールに束縛され、豊かな人間関係を築くことが困難になっている実態や、コミュニティサイトにおける被害児童の数が増加傾向にあります。さらに、ネット上に書き込まれた情報を無批判に受け入れ、予断や偏見を助長することもあります。本来、こうしたツールは、人間社会を豊かにすることが目的に活用されなければなりません。「人と人が繋がっていける」ツールとして、ネット社会を生きる子どもたちに、人権を基盤にしたメディア教育の取組が求められます。

5. 現場の教育実践を大切に、
人権教育を研究・推進する
奈人教として

奈人教の前身となった奈同教は、同和問題の解決を教育課題に据えて、半世紀に渡る取組を進めてきました。そして、それらの実践は、「障害者」や在日外国人、性差別の問題等様々な人権問題の解決に向けた取組へと広がり深まりをもってきました。こうした歴史の上に立って、21世紀を切り拓く人権教育を創造することをめざし、2001年、第50回総会において奈良県人権教育研究会と改称しました。

時代が変わり、名称は変わりました。しかし、被差別を生きる子どもを前にして居ても立ってもいられず、行動を始めた同和教育の先達の姿に学び、その取組を大切に受け継いでいくことが大切です。

今年も2015年に引き続き、人権・平和・命・環境、そして、希薄になってきている人と人との「つながり」をキーワードに、子どもたちは暮らしの中でどんな思いや願いを抱いているのか、事実を通して明らかにしていきましょう。そして、それらを阻む問題の解決に向け、一人一人が主体となって教育活動を進めていきましょう。互いの実践をつきあわせることで、そうした活動により磨きをかけていきたいと思います。

奈人教は、そうした人権教育の推進の要として、各学校・園・所や各郡市人教との連携し、取組を進めたいと考えます。

●研究課題

差別の現実」に深く学び、くらしを高め、
豊かな未来を保障する人権教育を創造しよう

～すべての子どもたちの人権意識を高め、部落問題をはじめ
様々な人権問題の解決をめざす意欲と実践力を育てよう～

●実践課題 1

人権教育の豊かな内容創造と学習活動を展開しよう

〔1〕 私たちの人権感覚を研ぎ澄まそう

「差別の現実」に深く学ぶ」

ことから

1950年代前半、県内の小学校では1.56%、中学校で5.34%の子どもたちが長期欠席として報告されています。ところが、被差別部落の長期欠席をみると、小学校は7.7%、中学校では35.0%という極めて高い数値が当時の厳しい状況を指し示していました。

こうした状況の中、「今日も机にあの子がいない」ことに胸を痛め、居ても立ってもいられず、その子たちの家に足繁く通った私たちの先輩がいました。数少な

いそうした教員は、やがて家庭訪問を通して子どもや家族の厳しい生活の実態を知り、その背景にある部落差別の存在に気づいていきます。そして、部落の子どもたちに集中している長期欠席・不就学の問題は、「厳しい部落差別の現実」によるものであることを明らかにしたのです。奈良県における同和教育は、部落の子どもたちの教育を保障する取組から始められました。

「差別の現実に深く学ぶ」この言葉は、同和教育の取組の中で継承されてきた原則です。それは、差別を観念的にとらえるのではなく、生活の中にとらえるということ、厳しい差別の影響を被っている子どもを中心にすえること、厳しい生活や現実から逃げずに、それを真っ直ぐに見つめ立ち上がるバネにしておくことです。

それは、保護者の仕事や暮らしを真正面に取り上げ、日記や綴り方、一人一人の子どもをつぶやきなど、子どもの生活をまるごと抱え込んだ、粘り強い取組を意味します。

どんなに時代が変わっても、私たちはいつも「体が丈夫でない子、勉強がわからない子、家庭の状況の厳しい子の気持ちがわかる先生」でありたいと思います。子どもたちのそれらの課題の背景のどこに差別の現実があるのかということを探っていくことが大切です。

先達の歩んできた道をたどりつつ、「差別の現実に深く学ぶ」ことは「目の前にいる子どもたちの思い・願いに寄り添うことから取組を始める」ことであることを確認し、私たち自身のありようを常にふりかえりたいものです。

〔2〕人権感覚や人権意識の基礎となる力をはぐくもう

I. 自分を大切な存在として 認められるように

自分自身のことをまるごと受け入れ、大切な存在であると感じられることが他者を尊重する気持ちにつながります。ところが、現在の子どもたちは進学・就職等の受験や採用試験などの影響により試験科目が不得意な子どもは自尊感情を高めにくい現状があります。また、マスコミ等でしばしば報道されるように育児放棄やネグレクト、児童虐待など保護者に十分な愛情を受けられずに、自尊感情が低く将来への展望を持たない子どもたちもいます。このように競争社会にいる子どもたちや厳しい生活背景を背負っている子どもたちに対して、自尊感情を高め、他者と競争するだけでなく、認め合い協力する体験を積むことが大切です。

しかし、自尊感情とは、他者との比較やプラス面を強調することだけで育まれるものではありません。自分をかけがえのない存在として認めること等を含め、他者との比較ではなく、ありのままの自分自身についての評価の感情です。

そのことを子どもたちに伝えるには、日常から子どもたちの意欲やがんばりを認め、一人一人が自分の思いを出せる環境づくりが大切です。道徳や学級活動の時間はもちろん、日常生活でそのような「空気」がいつぱいの空間となっているかを点検してみましょう。

II. 人とつながる力を はぐくもう

人間関係を構築するには、互いの意思を通わせることが不可欠です。しかし、自身の感情をどう表現してよいのかわからない子や、言葉でうまく表現できずに暴力的な言動に走ってしまう子がいます。その一方で、周囲の状況に関係なく自分のことをひたすら表現しようとする子もいます。

子どもたちは、たくさんの「聴いてほしいこと」を持っています。人に聴いてもらうことで安心し、居心地がよくなり、今度は他人の話を聴くという心のゆとりがでてきます。つまり、互いに聴き合える力を育む学習活動が求められます。そのためには、学習の形態に、一斉講義型ばかりでなく、ペアやグループによる話し合い、思いを聴き合うといった活動を意図的に取り入れるといった工夫が必要です。

そうした「聴き合う」関係が、「学び合う」関係へと発展し、「互いの立場に立って考え合う」力へとつながっていくものと考えます。

子どもたちの日常にコミュニケーション力を高める活動を積極的に取り入れ、人とのかわり合いの中で人とつながる力をはぐくんでいきましょう。

〔3〕人権についての学習を確かなものに

I. 生き方に結びつけた 部落問題学習を展開しよう

同和教育の取組が始まり、長欠・不就学の状態にあった部落の子どもたちが登校しはじめたとき、彼らを待っていたのは周りの人たちによる厳しい差別でした。

せっかく学校に来たのに口惜しい思いをし、周りの子と衝突してしまう子や、再び学校に来られなくなった子もいました。この現実を目にし、差別・被差別の関係を超えるために部落問題学習の取組が始められました。

以後、半世紀を超える地道な取組は一定の成果をもたらし、「部落差別は許されない社会悪だ」という共通の認識が広く行きわたるようになりました。また、行政による様々な施策により、部落を取り巻く住環境も一変しました。

しかし、部落差別事象は依然として毎年数多く報告され、とりわけインターネット上での差別的投稿や差別書込が後を絶ちません。2002年に「地対財特法」が失効して以来、部落差別の撤廃に向けた取組は一般施策の中で行われているものの、未だすべての人が「部落差別を許さない」とする人権意識には至っていないのが現状です。

だからこそ、部落問題学習を単に知識の伝達で終わらせず、部落差別の不当性に心を痛めた人たちが人間の尊厳を取り戻すためにどのような取組をしてきたのかを知り、その取組を自分のくらしや気持ちと重ね合わせることが大切です。そこから、「部落問題を解決したいという思い」を持ち、その解決に向けて具体的な行動に移すための術を身につける学習を展開することが求められます。

部落問題学習がすべての子どもたちに部落問題についての正しい認識を培い、豊かな人権感覚や人権意識を養うことにつながるよう取り組まなくてはなりません。部落の子どもたちに自己の尊厳の確認と「ふるさと」に対する誇りを持たせ、部落外の子どもたちには被差別のなかまと連帯する力を培えるよう、差別は差別する側の問題であるという認識に立った系統的・体系的な学習内容を創造しましょう。

小学校四年生の社会科の副読本『奈良県のくらし』には西光万吉さんのことが掲載されています。小学校六年生や中学校の歴史学習の中でも教科書には水平社のことが記載され、学習しています。しかし、奈人教新会員研修会において「人の世に熱あれ、人間に光あれ」を聞いたことがない参加者は少なくありませんでした。わたしたちは、これまでの学習の在り方を検証するとともに、心に響きいつまでも残っていく学習を積み重ねていくことを改めて考えていく必要があると思います。

まずは、私たち教える側こそ、自分の生き方に結びつけた学びをしていかなければなりません。水平社博物館は全国的に有名な施設ですが、それ以外でも人権について考えさせられる施設や場所はたくさんあります。私たちがそのような施設や場所に行き、その場所に込められた人びとの思いにふれることを大切にしましょう。そして、そこで感じたことをもとに子どもたちの心に残る部落問題学習を展開していきましょう。

同和教育は部落問題の解決という「個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法」により取組が始められました。そして、確かな人権感覚を持ち「差別の現実深く学ぶ」実践を進める中で、「障害者」問題、在日外国人問題、平和、ジェンダー、環境等といった様々な視点へと広がり、人権教育へと発展してきました。

時代の推移とともに新たな人権問題に対応することも求められています。原発事故以降の福島の人々に対する差別問題や、学校現場でようやく周知された性被害・マイノリティの問題など取り組んでいくべき課題が出てきています。

個別的な視点から人権問題を学習することは、様々な具体的な事実を知り、その人権問題について深く考えることができます。また、多様な個別の課題を学習することで、独自の問題に気づいたり、共通する点を考えたりすることができます。しかし、どんな人権問題であっても、学習を進める上で大切にしたいことは、被差別の側の視点でその問題を捉えるという基本理念です。その上で、「差別する側」がとらわれている差別意識について考えることから、日常生活の中にある様々な人権問題の解決をめざして主体的にかかわろうとする実践的態度を子どもたちに培うことを追求したいと考えます。

また、学習を進めるにあたっては、その問題に深くかかわっている人との出会

II. 個別的な視点からの アプローチ ～多様な人権学習の展開を～

Ⅲ. 普遍的な視点からの アプローチ～ 双方向からの取組を

い等を通し、自分のくらしと重ねることが大切です。それにより、子どもたちが自分を見つめる学習を積み重ねることができ、やがて自らのアイデンティティの確立につながっていくと考えます。

そうした学習を通して学んだことを様々な人権問題へとつなぐとともに、人間の尊厳という視点で、子どもたちの確かな人権感覚と人権意識を培っていきましょう。

個別的な視点からのアプローチだけでなく、普遍的な視点で「子どもの権利条約」や、「人権の歴史」「権利と責任」などについて学んだり、「命の尊厳」や「死」について考えたりするといったアプローチが必要です。一人一人が人権の主体者であることを自覚し、自分にとっての人権とは何かを考え、互いの人権を尊重する技能や態度を身につける学習活動を展開していきましょう。

毎年、県教委が実施している「人権教育の推進に関する調査」において、普遍的な視点からの取組として、「人権に関する国内外の宣言や規約」(世界人権宣言や日本国憲法など)について学習した学校の割合が増加していることが示されていますが、さらなる取組が求められます。

また、子どもの自尊感情を高める取組やつながる集団づくり、コミュニケーション力の育成など、人権尊重の基盤となる「土壌づくり」がなければ、人権感覚と人権意識は育っていきません。学級集団の中で、安心できる関係性がつくられているか、自分の「持ち味」が認められているか、など日常のあらゆる教育の営みの場が「普遍的な視点」で人権が保障されている環境づくりであることが大切です。

そのうえで、人権全般に関わる普遍的な視点からアプローチして、それぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチして、あらゆる差別の解消につなげていく手法を互いに関連させながら、人権意識の高揚を図り、様々な差別問題が解決されるよう、取組を進めましょう。

〔4〕人権教育をあらゆる教育活動の中で

Ⅰ. くらしと結びつけて

人権教育は、思いやりの教育や人権一般の知識理解にとどまるものではなく、差別事象や人権侵害を目の当たりにした時に、「それはおかしい」と感じ、まず声をあげることができるような子どもたちに育てるものでなくてはなりません。

子どもたちは様々な人権問題について学ぶことで、「差別はいけない」「人をいじめてはいけない」という思いを持ったり、差別に負けずに生き抜く人の強さや、その問題の解決に立ち向かう気持ちに尊敬の念を持ったりします。そうした思いを「差別をなくしていくための行動」にまで結びつけるには、子どもたちのくらしの中にある課題と学習内容を重ね、自分とのつながりを明らかにすることが必要です。

人権問題を「自分のこと」として受けとめ、「知識」が「行動」につながるような取組とするため、次のような点を大切にして学習を進めましょう。

- 保護者や地域の人など身近な人たちが人権問題と向き合う姿に出会う
- 人権にかかわる地域教材に取り組む
- 教材とする人権問題と自分たちの生活との共通点を意識する
- 人権問題が自分の生活にどう関係しているか、また自分の行為がそのことにどうつながっているかを考える

Ⅱ. すべての教科・領域を 通して

社会科では地域学習や産業学習、歴史や公民の学習の中で部落問題について学んだり、国語科の学習で文学教材を通して平和について考えたりするなど、同和教育、人権教育は多くの教科・領域の中で展開されてきました。現在では、理科や家庭科、保健体育などの教科で、環境問題や「いのち」についての学習、HIV感染者への差別の問題に取り組むなど、その内容は広がりを見せています。また、「総合的な学習の時間」においても、職場体験学習やボランティア活動、福祉作業所や高齢者との交流、ゲストティーチャーを招いての聞き取り学習など、人権を基盤にした豊かな実践が展開されています。

文部科学省がとりまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について」[第3次と

りまとめ]の中に「学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進」という項があります。そこでは、人権教育について「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である」と示されています。人権教育をすべての教科・領域および学級経営、生徒指導等あらゆる教育活動に普遍化して取り組んでいくことが求められています。

今後も各教科や「総合的な学習の時間」の中で、人権についての理解を深める学習をより確実に進めていきたいと考えます。人権にかかわる概念や人権教育がめざすものを明確にし、私たちがそれを十分に理解した上で、取組を展開していきましょう。

そうした学習が実効性を持つには、すべての教科・領域において一人一人の人権が守られ、安心した雰囲気や環境の中で教育が行われていることが前提であることも忘れてはなりません。

Ⅲ. 人権教育テキスト を活用して

同和教育読本『なかま』は、部落問題を正しく認識し、差別により分断された子どもたちをつなぎ、その集団の中で子どもたちの成長を図ることをねらいとして、1960年に創刊されました。しかしそれから55年経った今も「虐待」や「いじめ」など、人権が抑圧され人間の尊厳が否定されている厳しい現実があります。

私たちは『なかま』が作られたねらいをもう一度見つめ直し、子どもたちが自分たちの身のまわりにある問題と『なかま』教材とを重ね合わせ、その問題の解決に向けて自分たちはどうしたらいいのだろうと考え行動する主体性を育てなければなりません。そのためにも、指導者である私たち自身が子どもたちの中にある問題をつかんだ上で、その解決の糸口を積極的に探りながら子どもたちとともに『なかま』を読み合うことが求められます。

今後も、『なかま』や奈良県教育委員会発行の『なかまとともに』を有効に活用して、より豊かな人権教育を創造しましょう。

●実践課題2 子どもたちの豊かな未来を保障する教育活動を進めよう

〔1〕すべての子どもたちの学力保障を進めよう

I. 今こそ子どもたちの 学びを保障しよう

『今日も机にあの子がいない』奈同教務足当時の先達は、部落の子どもたちに集中していた「長欠・不就学」の状況に対して、「親の無理解」「子どもの怠惰」で済ませようとしていた多くの同僚を越えて、部落へ足を運び、家庭訪問を通じて親のくらし・子どものくらしを目の当たりにしたそうです。そこにあったものは、学校に行きたくても行くことができない差別の現実でした。それからも多くの実践を通して、登校を阻害しているものが何であるかを子どものくらし全体の中で捉え、その解決のために様々な努力をしてこられました。それはまさに、「日本国憲法」で謳われた「教育の機会均等」の理念を具現化する取組でした。今日では格差社会が進行し、すべての子が等しく教育を受けられているかという、残念ながらそう言えない現実があります。今まさに、網の目からこぼれおちようとする子どもたちを、なんとかしたいと『靴減らしの同和教育』で実践されてこられた先達に学ぶ取組が求められています。

奈人教白書運動部会では、人推教員配置校において中学校進路実態調査を長年実施しています。その中でも、とりわけ家庭の経済的に厳しい状況に置かれている子どもたちの進路において、全日制高校への進学が全体との比較で約10ポイントも厳しいまま毎年継続している状況が確認されました。格差社会が進行する中で、進路・学力保障において、経済的な厳しさや、生活の厳しさが大きく子どもたちにのしかかっています。各所属での、学びや生活をささえる取組はもちろん、学校・園・所の連携や地域との連携をすすめ、子どもたちに将来が展望できる学びを保障する取組がより一層求められています。

また、安心してなかまとともに生き、ともに学べる学校・園・所づくりに努め、登校しづらい子、「障害」がある子、異国にルーツを持つ子など、多様なくらしをしている子らがありのままの姿で地域の子どもたちといっしょに安心していきい

きと学べる状況を保障する取組として、「違い」を認め合える集団づくりを進めるとともに、そのための制度・施策を見直し、充実発展させることも大切です。

「教育基本法」には「国及び地方公共団体は、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学の措置を講じなければならない」とあり、それを受けて就学援助制度が設けられています。2014年度から高校の授業料相当額(私立高校等は支給額との差額は自己負担)が支給される高等学校等就学支援金制度により、一定の要件を満たせば支給されるようになりました。また、授業料以外の負担を軽減するため、非課税世帯では高校生等奨学給付金が設定されました。これまで同和教育と部落解放運動の中で生み出された奨学金制度は、現在「奈良県高等学校等奨学金」として、返済義務のある「修学支援奨学金」と「育成奨学金」となり、子どもたちの学ぶ権利を保障する制度として位置づいてきました。しかし、貸与に一定の成績が必要であったり、奨学金の入金が8月であるために入学準備費用が出せなかったりという、必ずしも万全な制度にはなっていないところがあります。経済的な理由で、進学をあきらめたり、退学したりといった事態は何としても防がねばなりません。家庭・地域や高校等との連携を深め、子どものくらしをあらゆる面から捉え、学びを保障する取組を進めていきましょう。

Ⅱ. 未来を切り拓く

「学力」を保障しよう

新しい学習指導要領では、子どもたちに「生きる力」をはぐくむことをめざし、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。「生きる力」とは、くらしを高め未来を切り拓く力です。とりわけ、厳しい生活環境におかれ、そうした力がはぐくまれていない子にこそ、未来を変えるためにも、「生きる力」をはぐくむ取組が求められます。学ぶ意欲は自尊感情の醸成と共に培われます。なかまに認められ、共に学び合う「学びの共同体」の取組など、実態に即した手立てが必要です。

奈人教研究・推進委員会進路・学力保障部会では、子どもたちに身につけさせたい「学力」を以下のように2012年に整理しました。

- ・高校進学を一つの目安とし、人生を切り拓き、自己実現を図ることができる基礎・基本の学力
- ・自分の「しんどさ」を伝え、なかまの「しんどさ」を理解できる言語・コミュニケーション力
- ・誤りに気づき、正しいことを見抜き、自らが被害者にならない(=たまされぬ)ための判断力

まず、子どもや保護者のくらしを通して子どもたちの「学力」を奪っているものは何かを明らかにした上で、学習習慣の定着や学習規律・環境の確立、細やかな支援など学力を保障する取組を進めましょう。また、一貫性のある保・幼・こ・小・中・高の連携は、とりわけ重要な課題です。「めざす子ども像」を一致させ、取組の方向性をそろえていかなければなりません。

〔2〕未来を展望する力をはぐくみすべての子どもの進路保障をはかる

子どもたちが将来自分はどうな人生を送るのかを具体的にイメージし、その実現に向かって主体的に行動する力をつけるためには、モデルとなるものが必要です。様々な生き方・生活スタイルを学ぶことを通して自分の可能性を広げ、自己実現を図っていくことができる教育内容を創造していくことが求められています。その中で、人が真剣に生きる姿を通して、仕事のやりがいや楽しさを感じ、人とのかわりから自分が認められていることを実感することで、自己効力感を育てることを追求したいと考えます。これまでも、家族の仕事について調べたり、地域の産業を見学したりする中で、差別をなくすための取組などについても聞き取り、子どもたち自身の生き方へとつなぐ実践がされてきました。そうした学びは、子どものくらしの現実から出発し、家族の仕事に誇りをもち、自立していく意欲を育てるための具体的な取組でした。

地域や社会における人とのかわりの中で、自分の生き方を見つめ、具体的な未来の自分を展望できる力をはぐくみましょう。

〔3〕「違い」を「豊かさ」と捉え、 ありのままに受け容れられるなかまづくりを進めよう

子どもたちにとってスマホ・携帯電話やパソコン等は欠くことのできないコミュニケーションツールであり、それを持ちたがる子どもたちの姿からは「誰かとつながりたい」という強い願いが感じられます。しかし、くらしの中で人とかわる場面が少なくなり、子どもたちは「つながり」を築く術を持ってないまま、希薄な関係の中での孤独感から、ライン外しやメールでの誹謗中傷などで相手を傷つけたり、情報機器のとりこになったり、してしまう姿が数多く見られます。なかまづくりとは、学校や学級で孤立させられ、疎外されている子どもたちを集団の中に位置づけ、子どもどうしのかかわりや支えの中で、子どものくらしを守っていこうとする取組です。また、一人の「いたみ」をみんなが共有・共感し、その子はもちろん、まわりの子どもたちも変革していくという取組です。

ここでは、「この人なら聞いてくれる」「このクラスでなら言える」という関係づくりが不可欠です。そのためには、私たちが子ども一人一人のくらしを十分につかんでいなければなりません。班ノートや個人ノートのつづやきを拾い上げ、学級通信などで共有化して励まし合う関係づくりなど、くらしをつづる取組などから、子どもたちが思いや願いを出し、互いに自分のことと受けとめ、なかまとしてつながり合っていくことを大切にしましょう。

そのためには、すべての子どもにみんなの中で楽しく自分らしく集団生活をおくる権利を保障できているか、お互いの「違い」を認め合っているかが問われます。「障害児」や異なるルーツ・文化・言語・価値観を持つ子どもたちを「違う」ということで遠ざけるのではなく「豊かさ」と捉え、「違い」をありのままに受け容れられるなかまづくりを進めていきましょう。インクルーシブ教育が世界的な潮流になってきた今日ですが、奈人教では20年以上前から「障がい」をもつ子どもを原学級に位置づけ、学級のなかまと共に育ち共に学ぶ「原学級保障」の実践を大切にしてきました。学校にいる間だけではなく、将来も地域で「障がい」があっても、自分らしく生きていける社会、共生社会を築くためにも、保・幼・こ・小・中・高の育ちの中で、共に生き共に学ぶ実践を深めていきましょう。

〔4〕子どもたちの自主活動を支える取組を進めよう！

私たちはこれまで、被差別の側にいる子や孤立させられている子、「しんどい」思いをしている子を集団の中心に位置づけ、その子の立ち上がりとともに、まわりの子どもたちとの共感と連帯を育む自主活動を進めてきました。その中で子どもたちは、人権感覚や人権意識を研ぎ、学級や学校、地域の中で反差別、人権尊重の文化を創り上げてきました。

しかし、かつて同和教育補充学級の中で取り組まれてきた地域における子どもたちの自主活動は、人権フォーラムの形で受けつがれている地域もありますが、全体的にみれば実施が厳しい状況になっています。学校においても、教科教育に多くの時間を必要とし、自主活動をする時間を十分に確保できない状況にあります。このような中で、児童会や生徒会といった組織を子どもたちの思いや願いをもとにした自主活動の場として意識した取組が必要です。

また、地域と連携し、地域における子どもの居場所づくりとして、自主活動を再生していくことも課題となってきます。子どもたちの主体性を尊重し、意欲的に活動できるような条件整備を地域と共に進めることが求められています。

●実践課題3 人権教育を推進する教育集団を確立しよう

〔1〕人権を基盤に据えた学校・園・所づくりを

I. 人権教育を推進する 組織・体制を整えよう

人権教育は一部の教職員・保育士が取り組むものであってはならず、一人一人の力量を生かしながら組織的に取組を展開することで、より大きな成果が得られるようにしなければなりません。

それぞれの学校・園・所において、人権教育を推進するための機関(人権教育推進委員会など)を設置し、そこに人権教育をコーディネートする人をしっかり

Ⅱ. 推進計画を

みんなのものにしよう

と位置づけ、その機関を中心として組織的に取り組む体制づくりを進めていきましょう。

また日頃から学年や学級の課題や様々な悩みなどを率直に出し合い話し合える場を作り、教職員・保育士が深くつながった「気持ちのそろった教職員・保育士集団」によって共に取組を進めていると実感できる組織へと高めていきましょう。

人権教育を推進するには、組織体制を整えるとともに全ての職員の共通理解による推進計画を立てることが重要です。そのためには、まずそれぞれの学校・園・所における課題を明確にすることが求められます。「子どもたちや保護者・地域の人たちの思いや願いは何か」、「それを阻むものは何か」、また、「それを克服するためにはどういった取組が必要か」といったことを、すべての教職員・保育士が子どもの実態を出し合う中で整理しましょう。ある中学校では重点課題の中から「徹底した子ども理解に努める」ことを最重点課題として、原点から取組を見直し、教職員が一体となって進めています。そのうえで具体的なスモールステップの目標を設定し、実効性のある推進計画にしていきたいと思います。

また、『なかま』(奈人教)や、新たに小学校・中学校への配布がおこなわれた『なかまとともに』(県教委)の教材や地域教材・自主教材を組み入れて、系統立てた学校独自の指導計画を立てましょう。

推進計画をすべての教職員・保育士のものとして、一人一人が主体的に取組を進めていきましょう。

Ⅲ. 自らの人権意識を

高めるとともに世代間の受け継ぎに取り組もう

子どもと学習や活動を行う時、問われるのは私たち自身の人権意識です。人権学習の時間だけでなく、日常の言葉がけや子どもへの接し方が人権の視点でできているかを考えることが必要です。

また、教育現場の職員の年齢構成は、ベテラン層と若年層の二極化の傾向が顕著に現れ、世代交代が急速に進行しています。

そのような状況の中で、一人一人の人権問題や差別の現実への向き合い方や人権感覚について厳しいとらえ直しをすると同時に、同和教育が培い積み重ねてきた成果や教訓を、次代を担う世代に丁寧に受け継いでいく必要があります。そして、人権教育が、学校・園・所のあらゆる教育活動の隅々にまで行き渡らせる必要のある、きわめて普遍性をもつ取組であることを全ての職員で共有していくことが求められています。

奈人教は、新会員研修会を開催するとともに、若い世代を対象とした人権教育セミナー「つながり」で継続的な研修をおこなっています。各現場や郡市の人教組織などにおいても、取組の継承を目的とした研修会の開催に取り組んでいきましょう。

Ⅳ. 人権が尊重された

教育・保育環境を整えよう

人権教育を進めるにあたっては、学校・園・所が子どもたちにとって安心して過ごせ、人のあたたかさが感じられる場になっていることが大切です。なかまの人権を尊重する気持ちや態度は、自分がまわりから大事にされていると実感する中で育つものです。

日常の学校・園・所での生活をふりかえった時、子どもたちの関係の中で考えや行動が一方的に否定されたり、軽視されたりしていることはないでしょうか。私たちの「熱意」が、時として子どもたちへの一方的な思いの押しつけとなってはいないでしょうか。

体罰は、子どもたちの人権を侵害し、人間としての尊厳や自尊心を傷つけるものであると同時に、地域や保護者の学校や教師に対する信頼を失わせるものです。

日頃から様々な場面で子どもたちの思いを感じ取り、人権が尊重された教育・保育環境を整えましょう。また、施設・設備が人権の視点で整えられ、子どもたちを大切にしている環境となっているか、ハード面についてのふりかえりも大切です。同時に、学校・園・所が、子どもたちだけでなく教職員・保育士にとっても、自由に意見を述べ合えたり、安心して自分の意見を聞いてもらえたりできる空間になっているかということも点検も大切です。

〔2〕人権教育・保育を推進するための連携を深め、地域に人権文化を確立しよう

Ⅰ. 校種間における

連携を深めよう

人権教育の推進には、各学校・園・所それぞれの間での連携が大切であることはいうまでもありません。子どもたちの育ちは連続したものであり、それぞれの

校種において完結するものではないからです。地域の中に学校・園・所が存在し、子どもの成長にかかわって、それぞれが役割を担っているという意識を持つことが必要です。日頃から中学校区や校種間での情報交換を行い、共に問題の解決を図る関係づくりを進めましょう。

そしてこの連携を通じて、日頃から市町村や中学校校区単位の組織などにおいて、子どものことを中心に据えた話し合いの「場」を設置し、そこで「めざす子ども像」を明確にし、進路・学力保障や教育内容にかかわるカリキュラムについて論議しましょう。そうする中で、互いの教育観や子ども観がこすりあわせられ、連携が深まっていくと考えられます。

昨年度から、「子ども子育て新システム」が施行され、教育と保育を一体的に行う認定こども園ができるなど、就学前教育の大きな転換が始まっています。また、県内では小・中一貫教育の取組が導入されています。様々な教育制度が改変される中であっても、その中に人権教育が確かに位置づけられているようにしなければなりません。

II. 家庭との連携を大切に

子どもたちをより深く理解しようとするとき、家庭との連携は不可欠です。そのための取組として、私たちは何よりも「家庭訪問」を大事にしてきました。日頃から私たちが保護者と膝を交えて話し合い、家庭との信頼関係を築くことで子どもとのつながりもより深まっていきます。そこから「荒れ」「揺れ」等の課題に対する取組の第一歩が始まります。

今、子育てに悩む保護者の姿が数多く見受けられます。中にはその不安が学校へのクレームや子どもへの虐待として現れている姿もあります。私たちには、子どものくらしを見つめ、保護者の言動の裏側にある生活の現実や「思い」を読み取り、感じ取る力が求められています。家庭の様子をつかむ取組に工夫を加えるとともに、様々な手段で子どもたちの様子を家庭に向け発信し、共に子育てをしているという視点で連携を深めましょう。問題があった時だけ家庭に連絡をとるのではなく、普段から家庭訪問や通信、連絡帳を通して子どもの素敵な場面を伝えていくことが大切です。

III. 地域の連携を深め、 地域社会で子どもを 育てよう

深刻な「いじめ」「不登校」「高校中退」「児童虐待」「学級崩壊」などの課題の解決には、学校だけで問題を抱え込むのではなく、地域や関係機関とも連携を密にして取り組むことが重要です。

地域の人たちとのつながりを深めるに、県教委が進める「学校・地域パートナーシップ事業」なども活用し、学校運営への参画をはじめ地域住民の方々の支援を受けた学習活動の展開、学校行事への参加呼びかけなどを通じて、開かれた学校づくりを進めていきましょう。そうして築いたつながりや関係の中で、一人一人の子どもが抱える課題について共に考えその解決に向けた取組を進めたいと考えます。

また、総合的な学習の時間などで地域で働く人や歴史などに焦点を当てて学ぶことで自分の住んでいる地域を大切に思う気持ちが培われていきます。その学習過程で地域の方々にゲストティーチャーとして来てもらうことで、学校と地域のつながりが出来ていきます。

「地域社会が子どもを育む」、逆に「子どもが地域を生き生きとさせる」という支え、支えられる双方向の関係を築くことで、子育てにかかわる地域のネットワークを強く確かなものにし、地域に人権文化を確立する取組を創り出していきましょう。